

平成23年度 四国森林管理局における
間伐材、合法材・持続可能性が証明された木材利用推進計画

(1) 治山・林道工事における目標

治山・林道工事においては、上記取組方針の下に、間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材の使用を推進する。具体的な目標は以下のとおりとする。

組織	重点施設の種類の種類	目標
森林管理局 各森林管理署 森林管理事務所	土留工 筋工 柵工等	間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材の使用率を100%とする。

(2) 庁舎等新築工事における目標

庁舎等新築工事においては、上記の取組方針の下に、間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材の使用を推進する。具体的な目標は以下のとおりとする。

組織	重点施設の種類の種類	目標
森林管理局 各森林管理署 森林管理事務所	管理署庁舎新築 森林事務所庁舎新築 公務員宿舎新築	間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材の使用率を100%とする。

(3) 木質、紙を使用した物品の調達における目標

木質、紙を使用した物品の調達においては、間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材を使用した物品の購入を推進する。具体的な目標は以下のとおりとする。

組織	重点物品の種類	目標
森林管理局 各森林管理署 森林管理事務所	紙類	間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材を原料として使用した用紙の100%調達に努める。
	文具類	木質、紙を使用した文具については、間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材を原料とした文具の100%調達に努める。
	機器類	木質・紙を使用した機器類については、間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材を使用した機器類の100%調達に努める。

平成23年度フェアウッド・キャンペーンの年度計画

(1) 立木及び製品販売量

立木販売材積 (千 m^3)	346.8
製品販売材積 (千 m^3)	158.0

(2) 国有林材の合法性・持続可能性についてのPR等

① 販売相手方等への働きかけ

- 平成22年度と同様に、原木市場等に対して、パンフレット・ポスターを活用して頂くことにより、その取引先に国有林材が持続可能な経営から生産された合法材であることについてPRして頂くことを要請する。
- システム販売の協定締結に際し、協定者へ国有林材が持続可能な経営から生産された合法材であることを確認頂くとともに、その取引先等に対してもPRして頂くことを要請する。

② 会議・イベント等における普及啓発

- 平成22年度と同様に下記の会議等において、国有林材は持続可能性・合法性を備えていることについてパンフレット等を活用してPRを行う。